

集団回収報奨金の御案内

★集団回収活動について

1 活動時の注意事項

- 登録回収業者(別紙参照)に団体名と登録番号を伝え、回収を依頼してください。
 - ・同じ名称の団体が複数ある場合があります。必ず登録番号も伝えてください。
 - ・回収業者が発行する計量票と**集団回収取扱伝票の団体登録番号・団体名・数量をよく確認**し、売却金を受領してください。
- ※回収業者への資源の引渡しは、必ず団体の役員等の立会いの下に行ってください。立会いがないと報奨金を交付できないか、返還していただく場合があります。
- 同日に回収拠点を複数箇所に分けて活動した場合でも、1回の活動とみなします。
- 報奨金等の個人分配は好ましくないため、使途に御注意ください。
- ごみステーションに市が設置した資源回収ボックスから資源を抜き取る行為は条例で禁止しています。
- 集団回収で集めた資源等については、各団体で管理を徹底するようお願いいたします。

《登録回収業者一覧(令和3年2月現在)》

| 業者名 | 住所 | 電話番号 |
|---------------|-------------------|--------------|
| 松下商店 | 豊田市新町2丁目29番地 | 33-3979 |
| 高井商店 | 豊田市豊栄町1丁目134番地 | 28-3058 |
| (有)山鹿商会 | 豊田市東梅坪町10丁目4番地16 | 32-7526 |
| (有)山中商事 | 豊田市和会町上折場1番地1 | 21-5009 |
| (有)丸伊商店 | 豊田市平戸橋町太戸49番地3 | 45-0446 |
| 野々山商店 | みよし市筋生町土取282番地3-9 | 0561-34-4510 |
| (有)林起業 | 豊田市亀首町金山16番地3 | 45-4129 |
| (株)マルチョーリサイクル | 豊田市本新町5丁目78番地1 | 32-2885 |
| まる藤商会(有) | 安城市安城町宮前113番地1 | 0566-75-2355 |
| 二子モウ商事(株) | 岡崎市橋目町字割塚30番地 | 0564-32-1564 |
| 福田三商(株)豊田営業所 | 豊田市柿本町6丁目4番地1 | 24-8322 |
| (有)中部メンテナンス | 豊田市山之手1丁目76番地1 | 27-5530 |
| (株)井土商店 | 岡崎市大樹寺1丁目12番地2 | 0564-22-6898 |
| (株)宮崎 | 清須市西須ヶ口93番地 | 052-409-2281 |
| (有)羽矢商店 | 豊田市竜岡町丸根2番地 | 67-2252 |
| 永井産業(株) | みよし市三好町笠松112番地2 | 0561-76-4333 |
| (株)カネウミ | 豊田市丸山町4丁目7番地1 | 27-8749 |
| (株)大谷商事 | 豊田市貝津町西向畑7番地 | 43-0336 |
| (株)スピリット | 豊田市本新町5丁目78番地1 | 32-3372 |

★報奨金の交付について

1 報奨金交付の流れと令和3年度の振込予定日

●報奨金交付の流れ

- ①【協力団体】 集団回収を実施
- ②【登録回収業者】 集団回収取扱伝票（3枚複写式）を発行、1枚を協力団体へ
- ③【協力団体】 集団回収取扱伝票の**団体登録番号、団体名、数量を確認**、売却金を受領
 ※これらの情報が誤っている場合、**報奨金が正しく交付できない**可能性があるため注意してください。
- ④【登録回収業者】 集団回収取扱伝票の残る2枚のうち1枚を豊田市に提出、1枚を保管
- ⑤【豊田市】 集団回収取扱伝票を審査し、3か月ごとに報奨金額を算定して、「集団回収報奨金振込口座確認書」に記載された口座へ振込
- ⑥【協力団体】 振込予定日以降に通帳記入で金額を確認
 ※振込通知は送付しません。

●振込予定日

| | | | | |
|--------|-------|--------|--------|-------|
| 活動実施期間 | 4～6月 | 7～9月 | 10～12月 | 1～3月 |
| 振込予定日 | 7月30日 | 10月27日 | 1月31日 | 4月29日 |

豊田市集団回収取扱伝票 〈団体控〉

(回収日) 年 月 日分

(団体登録番号) _____

(団体名) _____ **様**

(団体連絡先氏名) _____ (電話) _____

| 回収内容 | 数量 (kg) | 単価 (円) | 金額 (円) |
|-------|------------|-----------|-----------|
| ダンボール | | | |
| 新聞紙 | | | |
| 雑誌 | | | |
| 紙パック | | | |
| 布類 | | | |
| 合計 | | — | |

※この伝票は再発行しません。大切に保管してください。

2 報奨金の交付対象品目と報奨金額

| 対象品目 | 金額 |
|----------------------|---------------|
| 雑誌（雑紙を含む） | 1 kg当たり7円 |
| ダンボール | 1 kg当たり5円 |
| 新聞紙 | |
| 紙パック | |
| 古布類 | |
| 上記のうち2品目以上を同時に回収した場合 | 1活動日当たり2,000円 |

※回収業者によってはアルミ缶等、上記以外の品目を回収する場合がありますが、上記品目以外は報奨金の交付対象外です。

報奨金の計算方法

（例）1日の活動でダンボール350kg、新聞紙400kg、雑誌200kg、アルミ缶50kgを回収した場合

| | | |
|--------|------------------------|--------|
| ・ダンボール | 350kg × 5円/kg = 1,750円 | } 3品目※ |
| ・新聞紙 | 400kg × 5円/kg = 2,000円 | |
| ・雑誌 | 200kg × 7円/kg = 1,400円 | |
| ・アルミ缶 | 50kg (交付対象外) | |
| ・2品目以上 | = 2,000円 | |
| | 計 7,150円 | |

※交付対象外の品目（上記の場合はアルミ缶）はカウントしません。

★よくある質問

Q. 予定していた回収を中止（延期）することになりましたが、何か手続きが必要ですか？

A. 全ての活動については、登録回収業者から市に報告されますので、市への報告・手続きは不要です。

Q. 回収を依頼する業者を変更したいのですが、何か手続きが必要ですか？

A. 各団体がどの登録回収業者に引取りを依頼したかは、登録回収業者から市に報告されますので、登録回収業者を変更する場合の市への報告・手続きは不要です。

Q. 振込先の金融機関を変更することになりましたが、なにか手続きが必要ですか？

A. 原則として振込口座変更届の提出が必要です。詳しくは、裏面の担当課までお問合せください。

Q. 来年度から集団回収活動を休止したいのですが、何か手続きが必要ですか？

A. 裏面の担当課までお問合せください。

★報奨金制度についてのお知らせとお願い

1 新型コロナウイルス感染症にご注意ください

新型コロナウイルス感染症が流行しています。集団回収の実施の際は社会的距離の確保、マスクの着用、手洗いうがい等の基本的な感染症対策を行っていただきますようお願いいたします。

2 古紙を取り巻く社会情勢が急激に悪化しています

国外への輸出の不調などにより下落した現在国内の古紙価格は、新型コロナウイルス感染症の流行による世界・国内の経済の停滞を受け、低い水準で横ばいとなっており、回収した資源の買取価格に影響を及ぼすおそれがあります。

3 持続的な集団回収の実施のためにご協力をお願いします。

古紙価格の下落による経営環境の悪化を受けて、回収業者においても回収頻度、回収場所、回収方法などの見直しを図らざるを得ない状況となっています。協力団体の皆様におかれましても、回収業者から回収頻度等の見直しの相談があった場合には、可能な範囲で御対応いただきますようお願いいたします。

【お問合せ】

担 当：豊田市 環境部 ごみ減量推進課

開庁日：月曜日から金曜日

午前8時15分から午後5時

住 所：〒470-1202

豊田市渡刈町大明神39番地3

電 話：0565-71-3001

FAX：0565-71-3000